

第1節 ごみ処理基本計画の改定

1 基本理念及び基本方針

本市の環境基本計画の総合環境像である「地域から地球に広がる環境行動都市」を実現し、これからの安心して暮らすことのできる望ましい社会を構築していくためには、環境への負荷を軽減し、未来へつなげる循環型社会の実現を図ることが必要です。一方で、環境及び廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化にも対応していく必要があります。

本計画では、旧計画の基本理念を引き続き継承していきます。また、各基本方針と SDGs の関係性について示します。

【基本理念・基本方針】

【基本理念】  
 「環境への負荷を軽減し、  
 未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」

基本方針 1 「積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現」



基本方針 2 「廃棄物の適正処理システムの実現」



基本方針 3 「市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現」



## 2 計画収集人口の設定

計画収集人口の将来予測を図-1 に示します。

令和 3 年度以降の計画収集人口は、上位計画である「藤沢市市政運営の総合指針 2024」で予測した将来人口を採用します。

計画収集人口は、令和 8 年度には令和 2 年度比で 4,887 人増加し、441,719 人になる見込みです。また、令和 13 年度には令和 2 年度比で 7,093 人増加し、443,925 人になる見込みです。

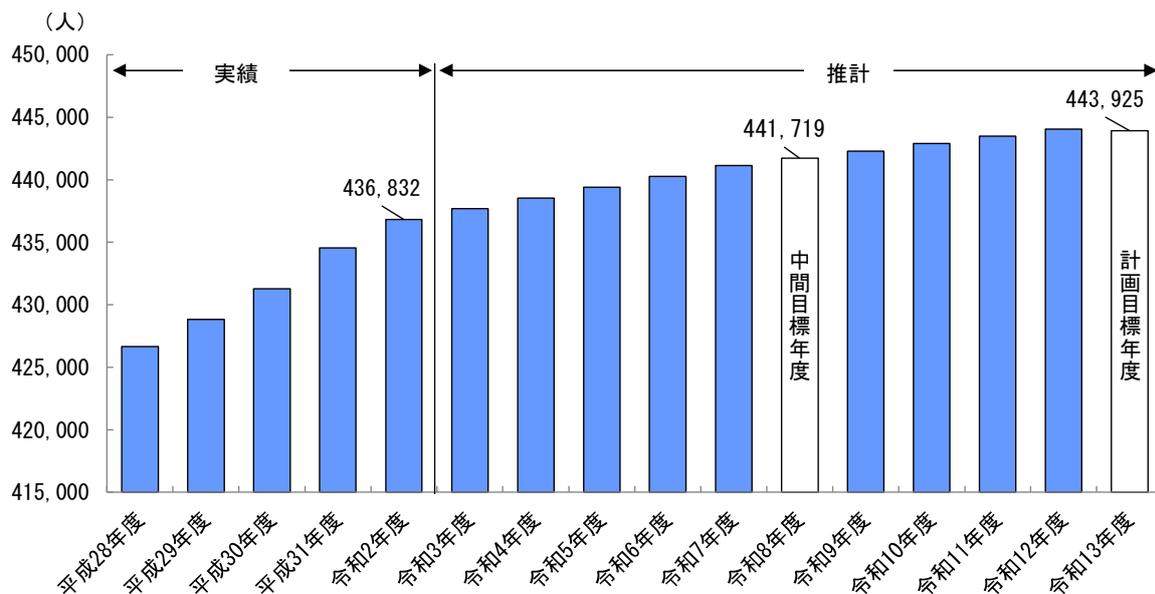


図-1 計画収集人口の将来予測

### 3 数値目標

計画期間の10年間における目標値は、旧計画の目標値を参考とし、①排出抑制目標（市民1人1日当たりのごみ排出量）、②家庭系ごみの減量目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）、③資源化率（資源化率Ⅰ、Ⅱ）、④最終処分率、⑤事業系ごみ排出量の5つを採用します。

これらの目標値に向かって種々の施策を講じていきます。

以下に現状のごみ排出量等が推移した場合の「現状推計値」と目標値の比較を示します。

#### (1) 排出抑制目標

目標① 排出抑制目標（市民1人1日当たりのごみ排出量）

市民1人1日当たりのごみ排出量を令和13年度までに820g/人・日まで削減します。  
【現状推移時の推計値（840g/人・日）に対して2.4%程度削減】

本市で処理している廃棄物のうち、市民1人1日当たりの排出量について、排出抑制を推進します。具体的な施策は、「基本方針1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値（840g/人・日）に対して令和13年度までに2.4%（20g）程度削減することにより達成可能となります。

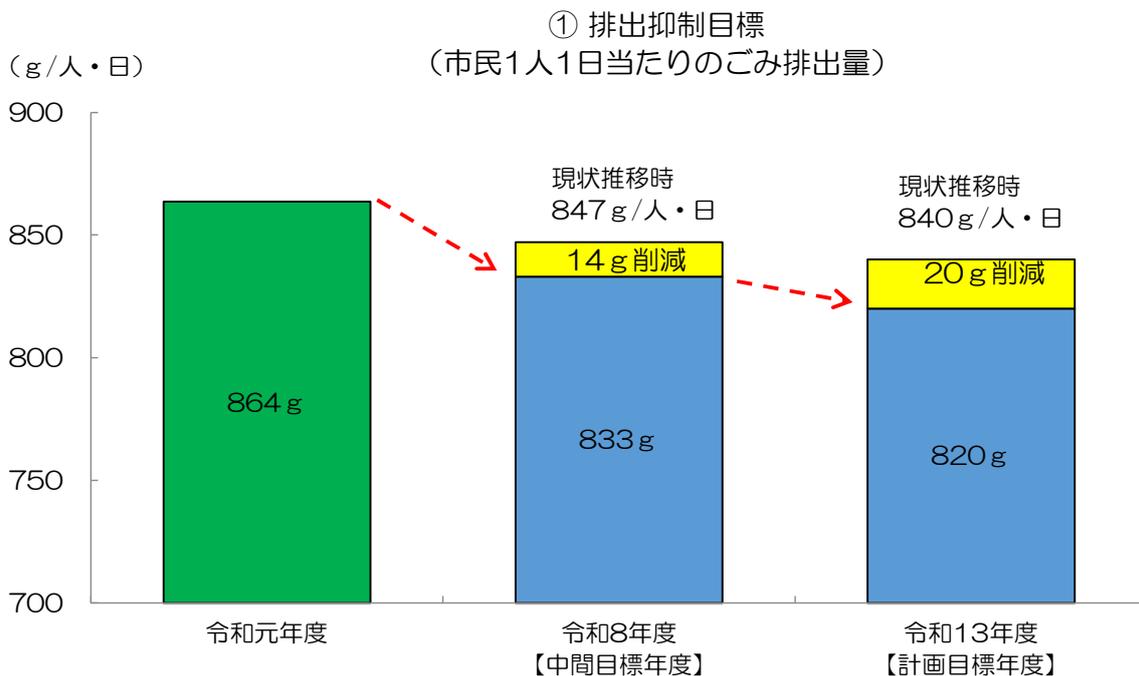


図-2 排出抑制目標

## (2) 家庭系ごみの減量目標

### 目標② 家庭系ごみの減量目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和13年度までに609g/人・日まで削減します。

【現状推移時の推計値（623g/人・日）に対して2.2%程度削減】

本市で処理している廃棄物のうち、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量について、減量化を推進します。具体的な施策は、「基本方針1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値（623g/人・日）に対して令和13年度までに2.2%（14g）程度削減することにより達成可能となります。

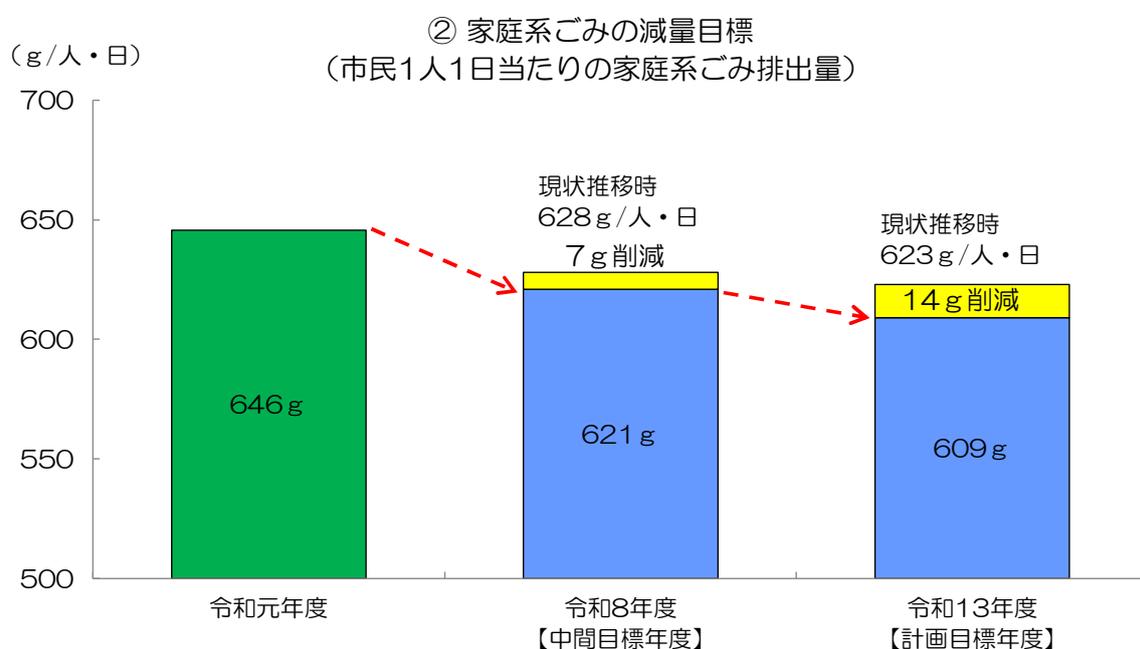


図-3 家庭系ごみの減量目標

### (3) 資源化率

#### 目標③ 資源化率

令和13年度までに資源化率Ⅰ 25.0%を達成します。

令和13年度までに資源化率Ⅱ 33.1%を達成します。

分別の徹底により、資源化の向上を図ります。具体的な施策は、「基本方針1」及び「基本方針2」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値に対して令和13年度までに資源化率Ⅰでは1.0%、資源化率Ⅱでは0.9%増加させることにより達成可能となります。

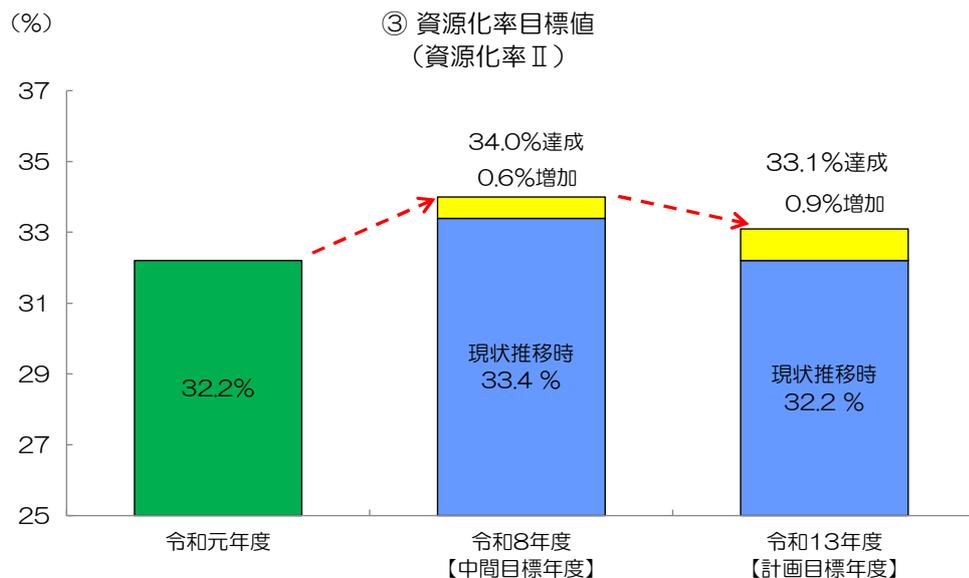
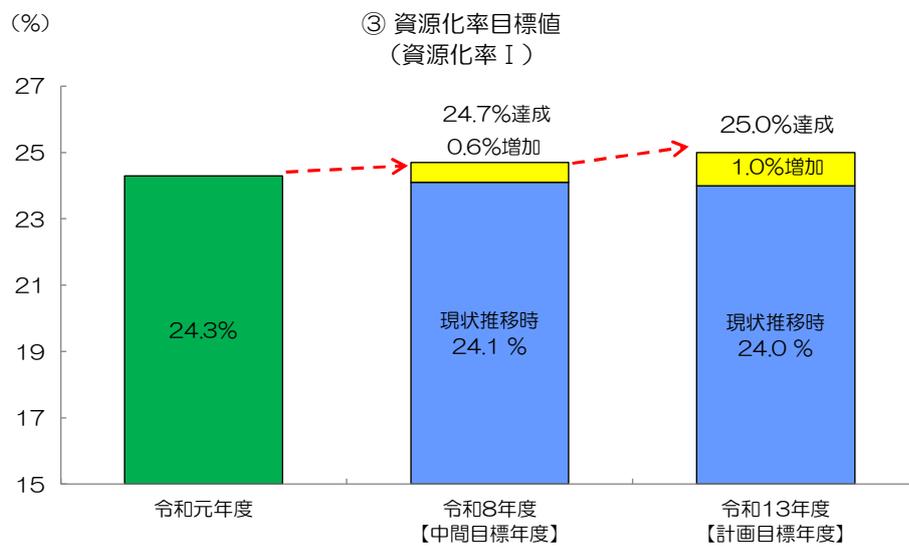


図-4 資源化率の目標値

※資源化率Ⅰ：灰溶融等資源化を含まないごみ排出量中の資源物の割合

資源化率Ⅱ：灰溶融等資源化を含むごみ排出量中の資源物の割合

#### (4) 最終処分率

##### 目標④ 最終処分率

令和13年度まで引き続き最終処分率0.2%以下を維持します。

焼却灰等の資源化を継続することにより、最終処分率の低減を図ります。具体的な施策は、「基本方針1」及び「基本方針2」に示します。

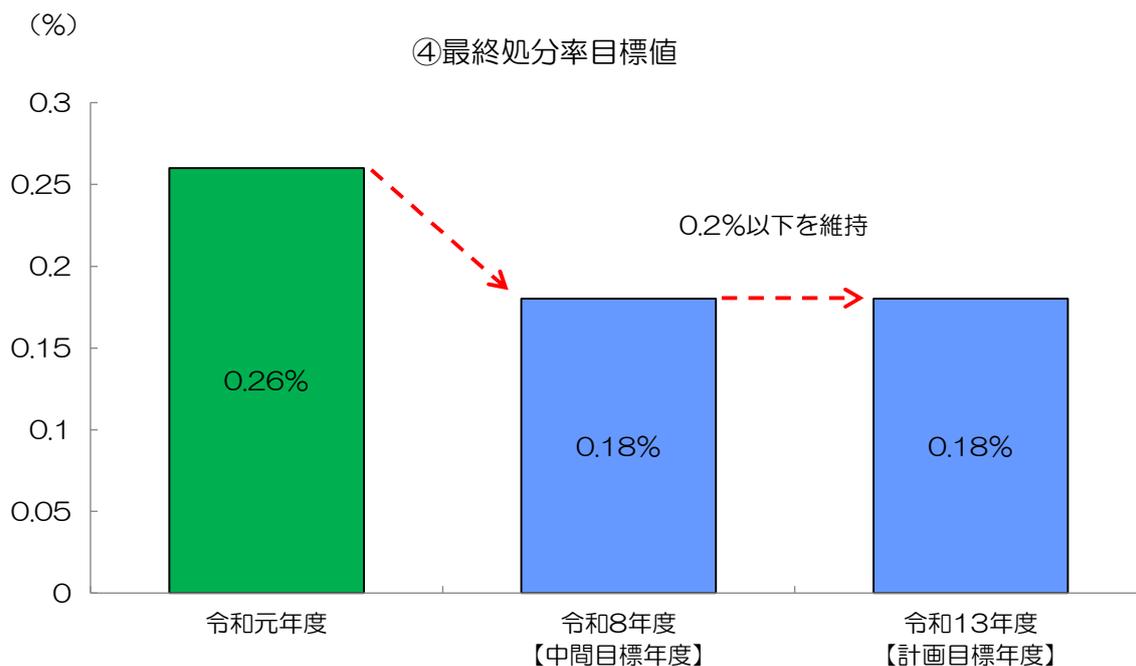


図-5 最終処分率の目標値

(5) 事業系ごみ排出量

目標⑤ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量を令和13年度までに34,219t/年以下にします。

【現状推移時の推計値(35,259t/年)に対して2.9%程度削減】

事業系ごみの減量化を図ります。具体的な施策は、「基本方針1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値(35,259t/年)に対して令和13年度までに2.9%(1,040t)程度削減することにより達成可能となります。

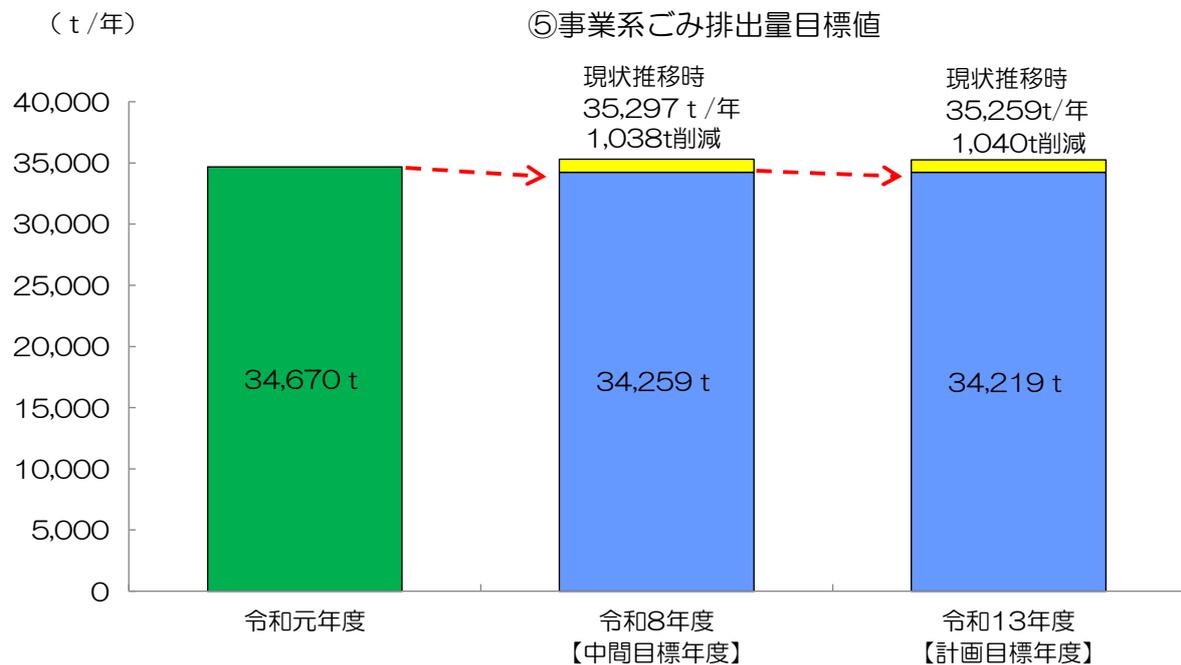
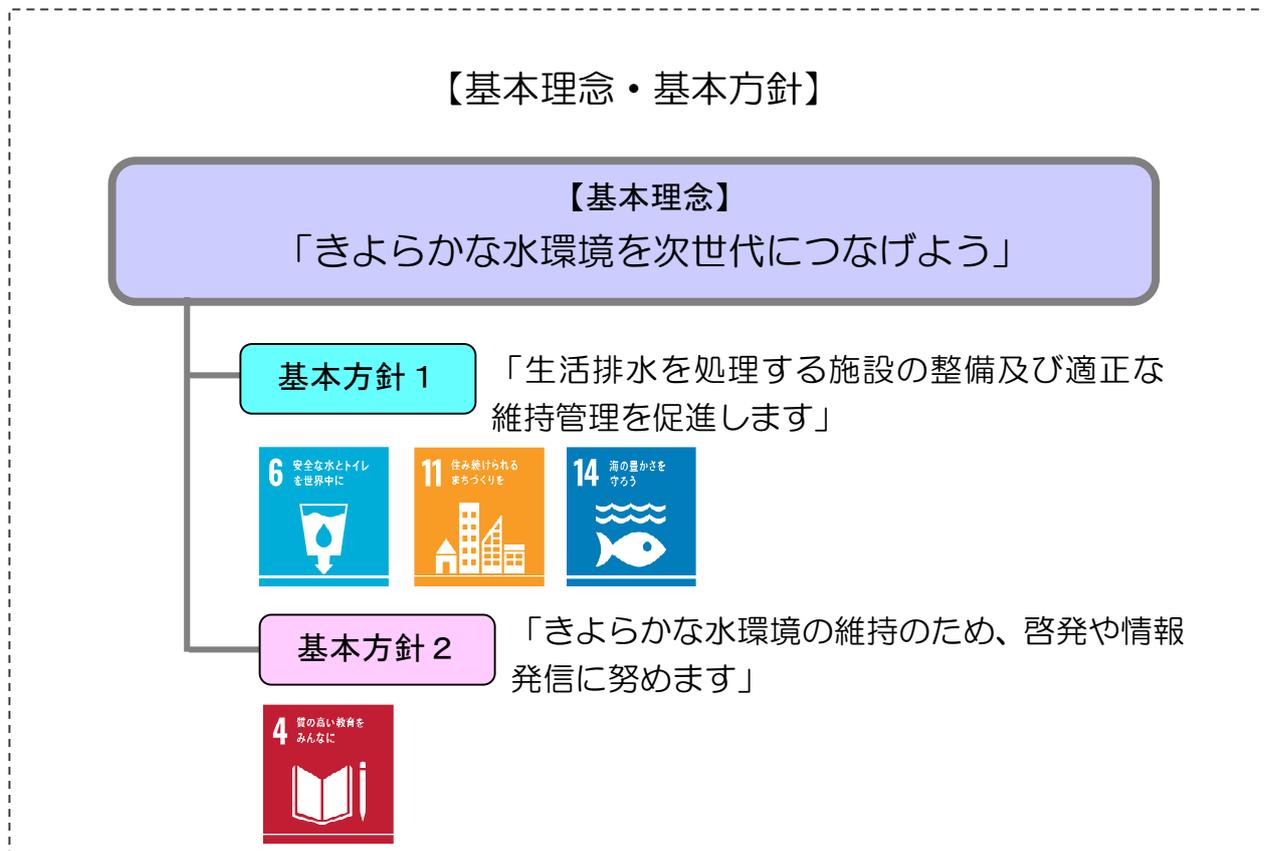


図-6 事業系ごみ排出量の目標値

## 第2節 生活排水処理基本計画の改定

### 1 基本理念及び基本方針

本計画における基本理念・基本方針は、旧計画における内容を継続していきます。また、各基本方針とSDGsの関係性について示します。



## 2 数値目標

### 目標 生活排水処理率

令和 13 年度までに生活排水処理率 96.1%以上を達成します。

公共下水道の整備と既整備区域での接続促進を図るとともに、浄化槽整備推進区域での合併処理浄化槽の普及を促進することで、生活排水処理率の向上を図ります。具体的な施策は、「基本方針 1」及び「基本方針 2」に示します。

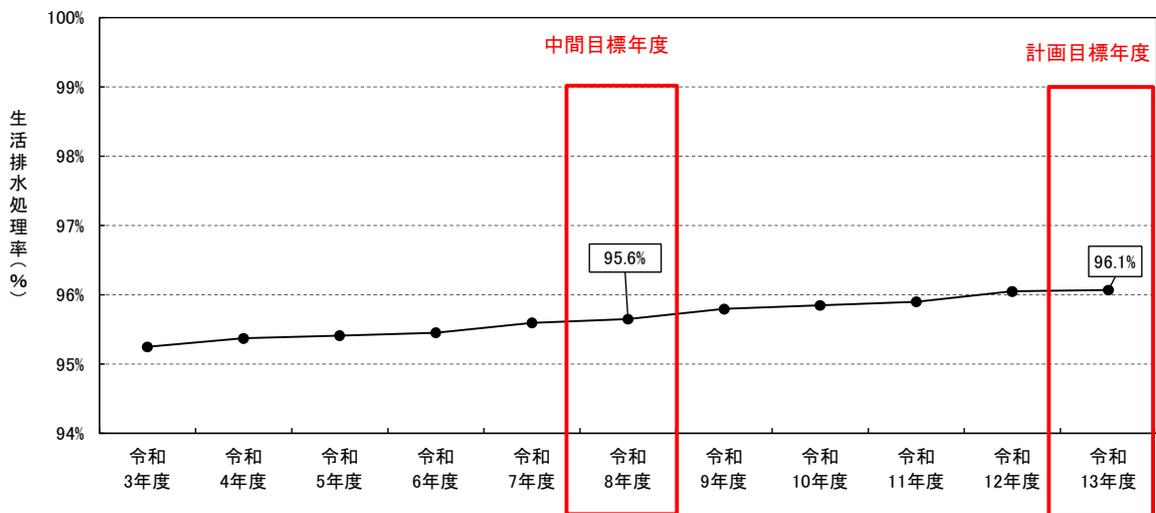


図-7 生活排水処理率の予測結果

## 3 生活排水処理の予測

### (1) 各処理形態別人口の予測

生活排水の各処理形態別人口の予測は、「藤沢市市政運営の総合指針 2024」で予測した人口をもとに、現状の公共下水道人口や今後の公共下水道整備計画等を考慮して推計した値を採用します。

生活排水処理の処理形態別人口の予測結果を図-8、表-1 に示します。

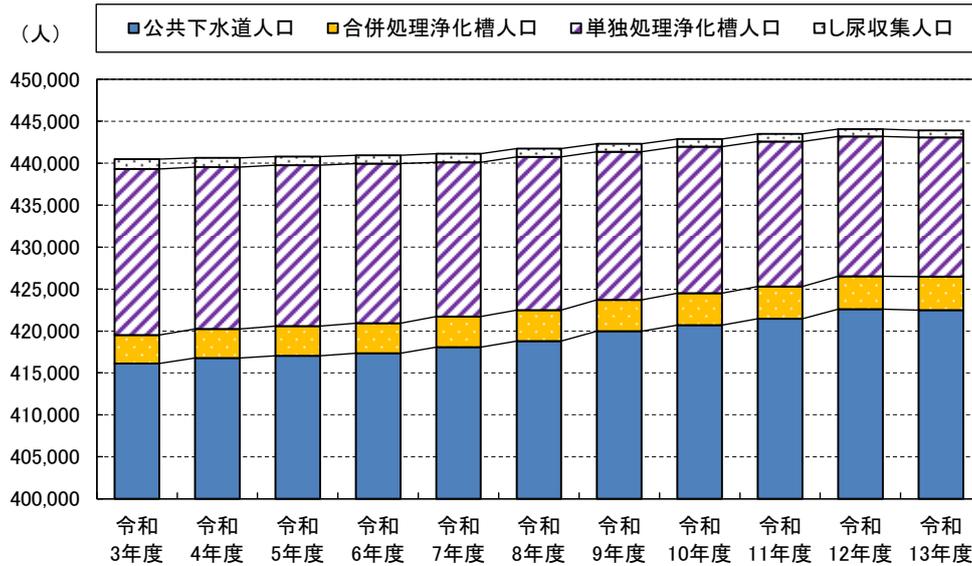


図-8 生活排水処理の処理形態別人口の予測結果

表-1 生活排水処理の処理形態別人口の予測結果

(単位: 人)

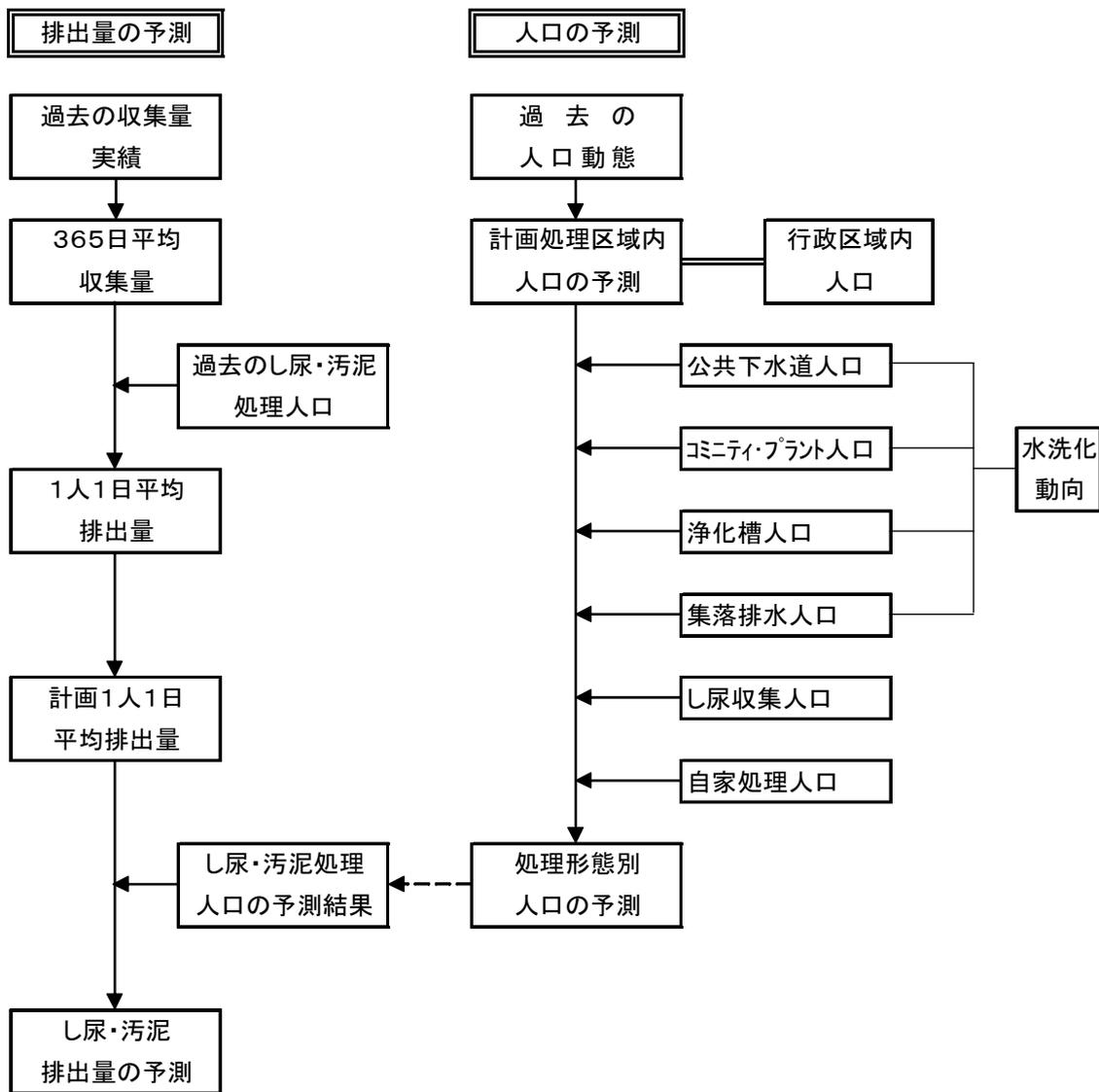
区分	年度	令和	令和	令和	令和	令和	
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1.計画処理区域内人口		440,477	440,640	440,804	440,967	441,131	441,718
2.水洗化・生活雑排水処理人口		419,534	420,242	420,569	420,916	421,704	422,491
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道人口	416,120	416,772	417,042	417,333	418,065	418,796
	(3)合併処理浄化槽人口	3,414	3,470	3,527	3,583	3,639	3,695
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		19,790	19,290	19,166	19,017	18,425	18,253
4.非水洗化人口		1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974
	(1)し尿収集人口	1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		95.2%	95.4%	95.4%	95.5%	95.6%	95.6%

区分	年度	令和	令和	令和	令和	令和
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
1.計画処理区域内人口		442,306	442,893	443,481	444,068	443,925
2.水洗化・生活雑排水処理人口		423,699	424,496	425,295	426,514	426,476
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道人口	419,947	420,688	421,431	422,593	422,499
	(3)合併処理浄化槽人口	3,752	3,808	3,864	3,921	3,977
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		17,660	17,474	17,285	16,673	16,588
4.非水洗化人口		947	923	901	881	861
	(1)し尿収集人口	947	923	901	881	861
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率		95.8%	95.8%	95.9%	96.0%	96.1%

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿・浄化槽汚泥排出量の予測に当たっては、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計容量 2006 年改訂版」に準じて、将来のし尿収集人口及び浄化槽人口に過去のし尿・浄化槽汚泥収集実績に基づく 1 人 1 日平均排出量（以下、「排出原単位」という）を乗じて求める方法（図-9）が一般的であり、本計画でも同様に予測を行うこととします。

し尿・浄化槽汚泥処理人口に排水原単位を乗じて、し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果を表-2 に、し尿・浄化槽汚泥日平均排出量の予測結果を表-2 に示します。



■し尿量及び浄化槽汚泥量の算定方法

$$\text{し尿量(kL/日)} = \frac{\text{し尿収集人口(人)} \times \text{し尿の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1,000}$$

$$\text{浄化槽汚泥量(kL/日)} = \frac{\text{浄化槽人口(人)} \times \text{浄化槽汚泥の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1,000}$$

図-9 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順

表-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

区分		年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
し尿収集人口		(人)	1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974	
単独処理浄化槽人口		(人)	19,790	19,290	19,166	19,017	18,425	18,253	
合併処理浄化槽人口		(人)	3,414	3,470	3,527	3,583	3,639	3,695	
排出原単位	し尿	一般家庭 (L/人・日)	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	
		仮設トイレ等 (L/日)	-	-	-	-	-	-	
	浄化槽汚泥	単独 (L/人・日)	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	
		合併 (L/人・日)	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	
日平均排出量	し尿	一般家庭 (kL/日)	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.3	
		仮設トイレ等 (kL/日)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	
	浄化槽汚泥	単独 (kL/日)	21.1	20.6	20.5	20.3	19.7	19.5	
		合併 (kL/日)	9.2	9.3	9.5	9.6	9.7	9.9	
	合計		(kL/日)	36.2	35.7	35.7	35.6	35.0	34.9

区分		年度	令和	令和	令和	令和	令和	
			9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
し尿収集人口		(人)	947	923	901	881	861	
単独処理浄化槽人口		(人)	17,660	17,474	17,285	16,673	16,588	
合併処理浄化槽人口		(人)	3,752	3,808	3,864	3,921	3,977	
排出原単位	し尿	一般家庭 (L/人・日)	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	
		仮設トイレ等 (L/日)	-	-	-	-	-	
	浄化槽汚泥	単独 (L/人・日)	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	
		合併 (L/人・日)	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	
日平均排出量	し尿	一般家庭 (kL/日)	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	
		仮設トイレ等 (kL/日)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	
	浄化槽汚泥	単独 (kL/日)	18.9	18.7	18.5	17.8	17.7	
		合併 (kL/日)	10.0	10.2	10.3	10.4	10.6	
	合計		(kL/日)	34.3	34.3	34.1	33.5	33.5

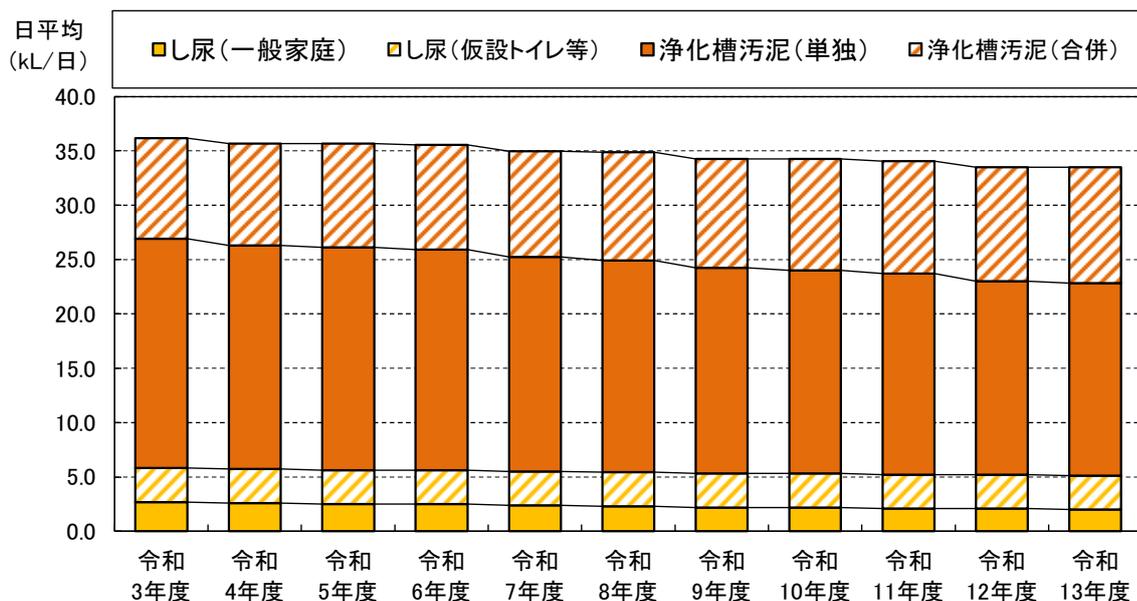
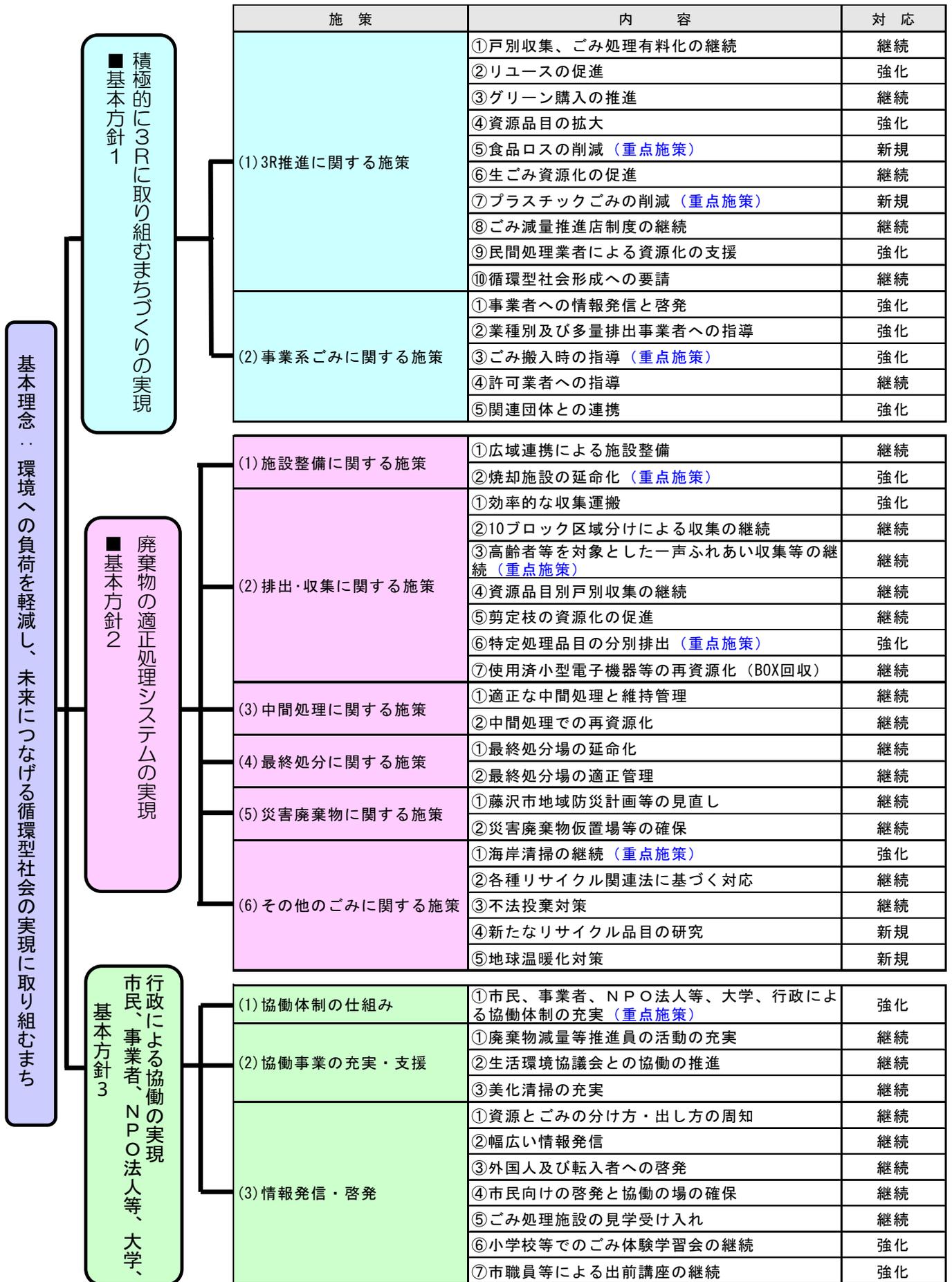


図-10 し尿・浄化槽汚泥日平均排出量の予測結果

# 1 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。



## 2 市民・事業者・行政の役割

本計画の基本理念「環境への負担を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」の実現のためには、市民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。

ここでは、各施策を達成するために市民、事業者、行政の役割分担を明確にします。

市民・事業者・行政の役割を表-1 に示します。

表-1 市民・事業者・行政の役割

	内 容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 不必要なものを買わない、受け取らないなど日常的な生活で心がけ、使い捨て商品の安易な使用を自粛し、マイバッグやマイボトルを利用するなど、ごみを出さないライフスタイルを実践します。</li> <li>b. 商品の購入では、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品を選択します。</li> <li>c. 商品の使用では、故障時の修理を励行し、可能な限り長期間使用します。</li> <li>d. 不要となったものでまだ使用できるものは、フリーマーケット等を利用し、必要とする市民に提供します。</li> <li>e. ごみの排出では、分別を行い可能な限り資源化可能物は資源物として排出します。</li> <li>f. 事業者、行政の行う再資源化に対する取組に協力します。</li> <li>g. 食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 原材料の選択や製造工程の工夫などによる排出抑制を推進します。</li> <li>b. ごみの再生利用を他の事業者と連携して行うなど、適正な循環的利用を推進します。</li> <li>c. 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等を積極的に行います。</li> <li>d. 自らが製造等を行った製品や容器等がごみとなる場合、リサイクルが容易な設計にするとともに、ごみとなったものについて極力自主的に引き取り、循環利用を推進します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったごみ減量化・資源化施策の推進を図り、市民・事業者の取り組みを調整、取りまとめます。</li> <li>b. ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供を適切に実施します。</li> <li>c. ごみや資源の循環利用に係る補助金や助成金などの支援を継続します。</li> <li>d. 排出されたごみの適正処理を行い、資源の循環利用を図ります。</li> <li>e. 啓発やサーキュラーエコノミー、資源化への誘導を図ります。</li> <li>f. デジタル技術やデータを活用したDXを推進し、地域課題の解決や新たな価値創造を図ります。</li> </ul>

### 3 基本方針 1 積極的に 3R に取り組むまちづくりの実現

#### (1) 3R 推進に関する施策



##### ① 戸別収集、ごみ処理有料化の継続

平成 19 年 4 月から可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を、同年 10 月からごみ処理有料化を実施しています。ごみ処理有料化後の市民 1 人当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるため一定の効果が現れていると考えられます。

今後もこれらの状況を確認しながら継続していきます。



##### ② リユースの促進

平成 24 年度よりプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品を大型商品プラスチックとして回収し、再使用可能なものについては、洗浄及び消毒を行い、リユースフェア等で必要な人に再使用してもらう事業を実施しています。また、今後インターネットを利用したリユースを広げることを検討します。

市民相談情報課消費生活センターでは家庭で不用となり、まだ十分に使える品物の有効活用を図るため、不用品等の交換制度を実施しています。

神奈川県では、3R（リデュース【発生抑制】、リユース【再使用】、リサイクル【再生利用】）の取組の 1 つであるリユースを促進するため、基準等の要件を満たしたリユースショップを認証し、利用を促進しています。本市でも施策と関連づけ、推進していきます。



##### ③ グリーン購入の推進

グリーン購入についての必要性や製品情報を市民に環境ポータルサイト「エコ日和」等で継続して広報し、市民・事業者の購入を促進するとともに、行政の率先行動として、市役所庁内におけるグリーン購入率の向上を図ります。



##### ④ 資源品目の拡大

平成 24 年 4 月から商品プラスチックの分別収集・資源化を実施しています。また、令和 2 年 8 月より新しいペットボトル回収事業としてペットボトルの拠点回収（各セブン・イレブン店舗）を実施しています。今後もこれらの回収を継続し、資源品目の回収を増加させていきます。



##### ⑤ 食品ロスの削減

重点施策

家庭や事業所で発生する食品ロスは、皮を厚くむきすぎたり、脂っこい部分など調理せずに取り除いた部分（過剰除去）、食べ残された料理（食べ残し）、期限切れとなった食品（直接廃棄）などがあり、これらの削減に取り組むことが重要です。

食品ロスの削減への取組は「食品ロス削減推進計画」に記載します。

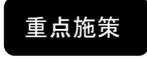
（施策例：フードドライブの活用、3010（さんまるいちまる）運動等の情報周知、食品ロスの実態調査）

## ⑥ 生ごみ資源化の促進



可燃ごみに含まれる生ごみを可能な限り減らしていくため、家庭でのコンポスト容器の利用やキューロの活用、電動生ごみ処理機の購入補助を促進していきます。また、水きり徹底等の普及促進を図ります。

## ⑦ プラスチックごみの削減



令和3年6月4日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立するなどプラスチックごみの削減や資源循環が重要になっています。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。

## ⑧ ごみ減量推進店制度の継続



これまでと同様に、市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定します。ごみ減量推進店として認定された販売店は、市のホームページ等で紹介していきます。

## ⑨ 民間処理業者による資源化の支援



事業所から多量に発生する紙類や生ごみ等を資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るとともに、資源化業者の情報を収集し、排出事業者へ提供します。

また、事業系生ごみ、剪定枝及び草葉については、市内外の業者による資源化を継続していきます。

## ⑩ 循環型社会形成への要請



循環型社会形成に資する事項や適正処理困難物を含めた様々な製品に対する事業者責務としての拡大生産者責任について（公社）全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会をとおして、国へ要請・要望していきます。

## (2) 事業系ごみに関する施策



### ① 事業者への情報発信と啓発

事業者へは、引き続き「ごみNEWS」の配布、市のホームページで事業者用のチラシを掲載し事業系ごみに関する情報発信と啓発を行っていきます。

### ② 業種別及び多量排出事業者への指導



近年、事業系ごみ排出量は減少傾向で推移しているものの、1事業所当たりのごみ排出量は増加傾向を示しています。事業者には廃棄物の減量・資源化及び自己処理に努めるよう引き続き立入り検査等を実施し、ごみの減量や適正処理について助言や指導を行います。

特に、多量排出事業者\*に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けています。計画書では、ごみ発生量や資源化量などを報告することとなっており、排出抑

制に対する意識付けを図ります。

※多量排出事業者：1月平均3t以上又は年間36t以上の事業系一般廃棄物を排出する者。毎年、前年の排出量データをもとに更新する。

### ③ ごみ搬入時の指導

重点施策



事業者に対しては、収集運搬業者を通じ分別の徹底を図るとともに、市施設へのごみ搬入時の指導を行います。また、抜き打ちで実施する展開検査の回数を増やし、直接の指導を強化します。また、各環境事業所で事業者向けの啓発チラシを配布します。

### ④ 許可業者への指導



許可業者へは搬入要領等の説明会において、分別収集の徹底及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法規の遵守についても指導します。

### ⑤ 関連団体との連携



廃棄物対策協議会、商工会議所、生活環境協議会、各種リサイクル推進団体、NPO、市民団体等と連携を深め、事業者への情報提供や啓発、自治会等における分別方法に関する講習会等を推進していきます。

## 4 基本方針2 廃棄物の適正処理システムの実現

### (1) 施設整備に関する施策



#### ① 広域連携による施設整備

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、構成市町(2市1町)で廃棄物処理施設の広域連携を進めています。令和3年度に構成市町村で広域化実施計画の見直しを行いました。今後も広域化実施計画に基づいた施設整備を行っていきます。

#### ② 焼却施設の延命化

重点施策



本市で保有する2箇所の焼却施設のうち、2炉を有する石名坂環境事業所は稼働開始から37年が経過しており、1炉を有する北部環境事業所は、平成19年に1号炉を更新し、順調に稼働をしています。今後も安定したごみ処理を継続して行うため、老朽化した石名坂環境事業所のごみ処理施設を延命化するとともに、整備を早急に行う必要があります。

本市では3炉の焼却処理体制を維持するため、まず、北部環境事業所に新2号炉を整備し、その後、石名坂環境事業所の整備を進めていきます。

施設整備スケジュールを表-2に示します。

北部環境事業所については、平成30年度より新2号炉整備・運営事業を進めており、令和5年度に竣工予定となっています。新2号炉の整備期間中は、一時的に市内の中間処理施設で廃棄物の処理ができないため、市外の施設にて焼却を行い、焼却残渣については資源化をしています。石名坂環境事業所については、令和2年度より施設整備の基本構想の策定を進めています。その後、工事を行い、令和11年度に竣工予定となっています。

引き続き、施設整備スケジュールに基づいた事業を進めていきます。

表-2 施設整備スケジュール

構成市町	施設名称	施設概要	年度:西暦 和暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036			
				H29	H30	(H31)R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18			
藤沢市	北部環境事業所 (焼却施設)	新1号炉 H19.3竣工 (150t/24h × 1炉)								運営延長に係るDBO事業者と協議			DBO運営期間終了	2年延長(予定)	延長のための基幹的改良工事(予定) (延長するかどうかはR4~R8にて検討)						10~15年延長(予定)					
		(旧2号炉 S49.10竣工 H25.3.31廃止)																								
	石名坂環境事業所	新2号炉 R4.3竣工予定 (150t/24h × 1炉)																								
		エネルギー回収型廃棄物処理施設																								
		焼却処理施設S59.3竣工 (130t/24h × 3炉)																								
		1号炉 H19.3 運転停止 2号炉 R5.3 運転停止予定 3号炉 R14.3 運転停止予定									R4廃止													休炉予定R13		
	リサイクルプラザ藤沢	H25.3竣工 (粗大ごみ処理施設含む)																								
		132t/5h																								
		H9.3竣工 (200,000m3)																								
	女坂最終処分場	S.36.6 竣工(230KL/日)																								
H.6.3(改造)																										
北部環境事業所 (し尿処理施設)	新施設 (整備場所未定)																						R13以降は検討中			
	支援事業期間R7-R10																									
茅ヶ崎市	環境事業センター	焼却処理施設 H7.9竣工 (120t/24h×3炉)																						延命化目標年度		
		粗大ごみ処理施設 S52.8竣工 (50t/5h)																							延命化工事、更新工事、建替工事又は集約化等	
	堤十二天一般 廃棄物最終処分場	茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ 処理施設 (27t/日) R6.3竣工予定																								
		支援事業期間H27-H32																								
寒川町	寒川広域 リサイクルセンター	H16.3竣工 186,000m3																							使用期限	
		H24.3竣工(55.5t/7.5h)																								長期包括運営委託期間終了 令和13年度以降は検討中
湘南東ブロック	(循環型社会形成推進地域計画)	H.7.11竣工(70KL/日)																							R13以降は検討中	
		第4期地域計画 策定・提出R3 事業期間 R4-R8																								
		第5期地域計画 策定・提出R8 事業期間 R9-R13																								
湘南東ブロック	(循環型社会形成推進地域計画)	第6期地域計画 策定・提出R13 事業期間 R14-R18																								
		第6期地域計画 策定・提出R13 事業期間 R14-R18																								

凡例

黄色: 広域化実施計画期間中の整備計画施設  
緑色: 交付金対象支援事業期間

縞線: 循環型社会形成推進地域計画策定・提出年度  
赤色: 交付金対象施設整備期間

水色: 循環型社会形成推進交付金対象事業期間  
青色: 施設稼働期間

施設整備スケジュールについては、2市1町の広域化実施計画に合わせて修正する予定です。

## (2) 排出・収集に関する施策



### ① 効率的な収集運搬

資源品目別戸別収集、分別収集品目の追加などに対応し、効率的な体制の整備を図ります。

直営から委託への変更については、平成 24 年度より可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の収集運搬業務の委託割合を市域約 60%としました。

資源品目別戸別収集を平成 24 年 4 月から全市で実施しており、「可燃ごみとビン」、「プラスチック製容器包装、特定処理品目及び廃食用油」などの併せ収集を行い、経費節減に努めます。

事業系ごみについては、1 回のごみ排出量が 40 リットル相当以内の事業者（少量排出事業者）は、申し込み制で市が収集します（ただし、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の全てを排出する事業者に限ります）。



### ② 10 ブロック区域分けによる収集の継続

可燃ごみを週 2 回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、かつ、地域ごとに収集日程をわかりやすく周知するため、市域を 10 ブロックに区分けし、効率的な収集方法を継続して実施します。

### ③ 高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続

重点施策



本市では、可燃ごみ、不燃ごみのごみ出しや資源を集積所まで排出することが困難で、ボランティア等の協力が得られない高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集や大型ごみを宅内から収集する福祉大型ごみ収集を行っています。

今後も一声ふれあい収集等を継続していくとともに、高齢化等により懸念される課題等を踏まえながら市民の負担を軽減するような収集方法を検討していきます。

なお、対象となる主な世帯は、次のとおりです。

- ・ 日常、介助または介護を必要とする高齢者（概ね 65 歳以上）の世帯
- ・ 障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人）のみの世帯
- ・ 上記の世帯で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯



### ④ 資源品目別戸別収集の継続

平成 24 年 4 月から、全市域での資源品目別の戸別収集を開始しており、対象となる資源品目は、ビン、カン・なべ類、ペットボトル、本・雑誌、廃食用油、プラスチック製容器包装、商品プラスチックとしています。また、平成 27 年 4 月からは「雑がみと本」の統一した戸別収集を開始しました。今後も市民負担の軽減を図る施策として継続実施していきます。

また、資源を収集日に出せない場合などは、リサイクルプラザ藤沢、石名坂環境事業所、環境事業センター、南部収集事務所で持ち込みを受け付け、資源物の回収に努めます。



⑤ 剪定枝の資源化の促進

剪定枝の資源化量は、平成 24 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向にあります。

剪定枝の収集は、これまでと同様に予約制の各戸収集とします。また、資源化の促進を図るため、平成 30 年 4 月より剪定枝の長さを 1m から 1.5m に、直径を 25 cm から 35 cm に収集基準を緩和しました。今後も資源化を促進していくために、情報等の周知をしていきます。

事業者から排出される剪定枝及び草葉については、民間事業者にて資源化するよう誘導、周知をしていきます。



重点施策

⑥ 特定処理品目の分別排出

乾電池及びリチウムイオン電池、ボタン電池、蛍光灯、卓上ガスボンベ・スプレー缶、水銀体温計、ライター等は特定処理品目として分別排出するものとし、市民及び事業者に対し、特定処理品目の出し方をホームページへ掲載し、チラシを配布することにより分別の徹底を図っていきます。

平成 28 年度にはリサイクルプラザ藤沢の不燃ごみ・大型ごみ等の破碎処理施設で爆発火災事故が発生し、原因は不燃ごみに出してはいけない「電池」や「スプレー缶」が混入し、火災に至ったものと考えられています。そのため、本市では平成 28 年 12 月からリチウムイオン電池及びボタン電池を電池類として収集を始めました。



図-1 特定処理品目

～コラム～使用済みリチウム電池の分別排出

全国的にリチウム電池による発火等の事例が報告されていることから、国は各都道府県にリチウム電池及びその製品の適正処理について令和元年 8 月 1 日及び令和 3 年 4 月 7 日に通知を行いました。

環境省のホームページでは右記のようなポスター等を公開し、事業者へ向けた呼びかけを行っています。



平成 28 年度 不燃ごみベルトコンベア



図-2 ポスター  
「資料：環境省ホームページ」

## ⑦ 使用済小型電子機器等の再資源化（BOX 回収）



循環型社会の形成等を目的とした「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が平成 24 年 8 月に成立し、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本市では平成 25 年 10 月から回収ボックスによる回収と資源化を行っています。平成 27 年 6 月からは、回収ボックスによる回収を継続するとともに、民間事業者による宅配便を利用した回収、市内の家電量販店による店頭回収を実施し資源化をしています。

回収ボックスを市役所、市民センター・公民館、市民病院、環境事業センター、南部収集事務所、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢の 21 カ所※に設置し、使用済小型電子機器等の回収を行います。

※環境事業センター建設中については、休止のため 20 か所



図-3 小型電子機器回収ボックス

## (3) 中間処理に関する施策



### ① 適正な中間処理と維持管理

藤沢市内の一般廃棄物の中間処理施設は、焼却施設 2 ケ所、破碎処理施設 1 ケ所、資源化施設 1 ケ所、し尿処理施設 1 ケ所があります。これらの施設では、これまでと同様に、生活環境への影響を及ぼさないよう適正な焼却処理、破碎処理、資源化を行います。

また、各施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令や、維持管理基準に基づき稼働しており、排水や排出ガス等の測定結果などの維持管理情報を随時開示します。

### ② 中間処理での再資源化



#### ・ 北部環境事業所、石名坂環境事業所（焼却施設）

最終処分場への埋立物を減量するため、北部環境事業所から排出される焼却灰及び石名坂環境事業所から排出される焼却灰・不燃物を業者に委託して資源化しています。また、石名坂環境事業所では、焼却残渣の磁性物を資源化しています。

#### ・ リサイクルプラザ藤沢での資源化

リサイクルプラザ藤沢において、破碎処理の過程で選別される金属（鉄くず、アルミ）を回収しています。また、平成 27 年 4 月から大型ごみのうち自転車、スプリングマット、羽毛布団を、平成 28 年 4 月よりカン・なべ類のうち台所用ステンレス製品の分別収集・資源化を実施しています。引き続き、リサイクルプラザ藤沢での資源化を実施していきます。

#### ・ 使用済小型電子機器等の再資源化（ピックアップ回収）

平成 15 年 9 月より、家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の廃家電品（電子レンジ、掃除機、プリンター等）について、家電 4 品目と同様にリサイクルを開始しています。

このリサイクルは、収集した大型ごみの中から家電製品を取り出し（ピックアップ回収）、再商品化を進めているものです。この取組は本市独自のものでしたが、平成 26 年度からは小型家電リサイクル法に基づき資源化を行っています。

#### ・ 中間処理施設での熱エネルギー利用

石名坂環境事業所、北部環境事業所ではごみを焼却した際に発生する熱を廃熱ボイラーにより蒸気として回収、発電し、温水プールや施設内の給湯等に利用しています。

北部環境事業所新2号炉の整備に当たり、排ガスの熱をより多く回収できる設備を導入し、発電効率を向上及び場内で使用する機械類を省エネ型とすることで場内使用電力量の低減を図ります。また、令和3年度に北部環境事業所余剰電力について地産地消事業を実施しており、今後より一層の発電量の拡大とエネルギーの地産地消を図ります。

#### (4) 最終処分に関する施策



##### ① 最終処分場の延命化

これまでにごみの減量・資源化、灰溶融等資源化を進めた結果、令和2年度の最終処分率は0.08%(最終処分量110t)となっています。女坂最終処分場の残余容量は108,682m<sup>3</sup>(令和3年2月時点)となっており、埋立予定期間の令和25年3月までの利用は可能です。

しかし、仮に大規模な災害の発生や灰溶融等資源化ができなくなった場合には、埋立予定期間が短くなる恐れがあります。市内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であるため、今後ごみの減量・資源化、灰溶融等資源化を推進し、女坂最終処分場の延命化を図ります。



##### ② 最終処分場の適正管理

女坂最終処分場を長期的に安全に利用するために、適正な維持管理を進め、維持補修計画に基づいた補修を実施します。

(5) 災害廃棄物に関する施策



① 藤沢市地域防災計画等の見直し

藤沢市地域防災計画は、社会情勢の変化等に対応するため、平成29年7月に見直しを行い、その後も適宜、必要な見直しを行ってきました。また、平成30年3月に藤沢市災害廃棄物処理基本計画を策定し、発災時の対応や災害廃棄物の処理について整理しました。

今後も、法令の改正等を踏まえて、適宜、見直しを行います。



② 災害廃棄物仮置場等の確保

地震等災害により中間処理施設の復旧及びライフラインの復旧に時間を要することが予想されます。このため、本市では仮置場を確保し、発災時に備えています。

今後は、発災時に速やかに仮置場を開設できるように必要な備品等を用意します。また、作業に必要な重機・車両の確保のため、必要に応じて他の市町村及び民間事業者へ支援を要請します。

～コラム～本市が被害を受けた過去の災害被害

令和元年、本市は台風15号及び台風19号による被害が生じました。両台風共に勢力が強く、一部の地域に警戒レベル4避難勧告が発令され、建物の倒壊、道路の冠水や停電等が生じました。両台風によって生じた災害廃棄物は、本市の処理施設にて処理を行いました。幸いにも本市の処理施設の余力にて対応できたため、仮置場の設置や市外搬出等には至りませんでした。

表-2 被災状況

被災内容		台風15号	台風19号
①避難情報	水害避難所	74施設	74施設
	避難者	350人	4,675人
②建物被害	住屋	140棟	33棟
	非住屋	21棟	20棟
③災害廃棄物	収集運搬	693台、49t	313台、41t
	持ち込み（石名坂環境事業所）	196台、55t	56台、16t
	持ち込み（リサイクルプラザ）	165台、10t	74台、10t



## (6) 其他のごみに関する施策

### ① 海岸清掃の継続

重点施策



河川ごみ等が海岸等に打ち上げられ、景観や衛生について悪影響をおよぼすことのないように、今後も海岸清掃等を実施するとともにマイクロプラスチックに関する啓発も行います。また、境川に除塵機を設置し、河川ごみの除去も実施していきます。

### ② 各種リサイクル関連法に基づく対応



各種リサイクル関連法に基づき、家電 4 品目（テレビ、エアコン、洗濯機/衣類乾燥機、冷蔵庫/冷凍庫）、パソコン、二輪車（オートバイ）、消火器については、販売店等で引き取る事となっています。今後も処理の困難なごみの事業者回収などが確実に実行されるよう、拡大生産者責任の徹底に向けて国などへの働きかけを行うとともに、適正な資源の循環が図られるよう「区域別収集日程カレンダー」やホームページ等で必要な情報を市民へ周知していきます。

### ③ 不法投棄対策



各地区の生活環境協議会等と連携し、不法投棄防止運動を継続します。また、市独自によるパトロール及びスマートチェックを実施するほか、土地所有者と共同で不法投棄防止看板や監視カメラ、監視センサー、防止カメラを市内重点箇所を設置するとともに、新たに常習的な不法投棄などが発生し、その対策に努める土地管理者等に対し不法投棄防止用のカメラの貸出を行い、不法投棄防止に努めていきます。また、不法投棄を発見した場合、原因者を特定し、原状回復の指導に努めるとともに、悪質な行為に対しては、警察などの関係機関と連携し、告発も視野に入れた対応を行います。

### ④ 新たなリサイクル品目の研究



高齢化社会が進むにあたり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、増加していくと予想されます。使用済紙おむつの資源化等については、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和 2 年 3 月策定）」や今後策定予定の「下水道への紙オムツ受入のためのガイドライン」等を参考に研究していきます。

### ⑤ 地球温暖化対策



本市は、令和 3 年 2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、令和 32 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。また、目標達成に向け令和 3 年度に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定しています。削減目標では廃棄物部門の二酸化炭素を令和 12 年度（2030 年度）までに 39,000 t-CO<sub>2</sub> とするしています。（2018 年度（平成 30 年度）は 40,000 t-CO<sub>2</sub>）

廃棄物部門における二酸化炭素排出量は、可燃ごみに占めるプラスチックの割合の増減による影響を受けるため、プラスチックごみの削減や分別を徹底し、再資源化を推進していく必要があります。また、ごみを焼却処理する際には、二酸化炭素より温室効果の高いメタンや一酸化二窒素が排出されることから、ごみの発生抑制や再使用、再資源化を推進し、可燃ごみの減量にも取り組む必要があります。

## 5 基本方針 3 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政による協働の実現

### (1) 協働体制の仕組み

#### ① 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政による協働体制の充実

重点施策



本市は、平成 23 年 10 月に市内 4 大学が連携、協働して地域貢献の発展と研究・教育活動の推進、人材育成等を目的として湘南藤沢コンソーシアムを発足し、大学の個性と魅力、知的・人的資源を集積した「創造と知力、活力があふれる『ナレッジシティ湘南藤沢』」をコンセプトとして、3つのビジョン（将来像）のもとに、地域貢献の視点に立った知的集積にもとづく大学間や行政との連携、協働を進めています。



その他に事業者と協定を締結し、新しいペットボトル回収事業やマイボトル・プラスチックごみ削減の推進等を行っています。

今後も、地域で活動している廃棄物減量等推進員、生活環境連絡協議会員、NPO 法人、関連団体、市内 4 大学などとの協働のしくみを充実していきます。

図-4 湘南藤沢コンソーシアムのめざす姿

### (2) 協働事業の充実・支援

#### ① 廃棄物減量等推進員の活動の充実



一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する地域における推進役として、市の施策への協力その他の活動を行う者として、市から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員の制度を充実します。

- <現在の活動内容（藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づく活動）>
- 地域におけるごみの出し方の指導及び減量化、資源化の推進のための活動
    - ・買い物袋持参運動の推進及びごみ減量推進店の利用促進
    - ・資源ステーションの巡回指導
  - 地域の実情に即した環境美化活動の実践
    - ・不法投棄情報提供活動の充実及び不法投棄多発箇所巡回パトロールの実施
  - 市が実施する調査及び研修会等への参加
    - ・研修会等に参加
  - その他廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する市の施策への協力
    - ・ゴミゼロクリーンキャンペーン（5月）、1日清掃デー（11月）、環境美化啓発事業（随時）などへの参加・協力

#### ② 生活環境協議会との協働の推進



市内 14 地区に生活環境協議会があり、地区の町内会・自治会組織や各種団体と連携し、生活環境を良くするためのクリーン活動等を実施しています。引き続き、市と協働し、活動を推進します。また、各生活環境協議会の代表によって組織される「生活環境連絡協議会」と

連携し、地域の課題に取り組みます。そのほか、環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰、ポスター表彰、事例発表など行う市民大会の開催、ホームページでの活動紹介等で支援します。

### ③ 美化清掃の充実



#### ・海岸清掃

江の島と片瀬海岸東浜（24,000 m<sup>2</sup>）、西浜（115,500 m<sup>2</sup>）等の清掃について、（公財）かながわ海岸美化財団による海岸清掃を促進します。

#### ・ゴミゼロクリーンキャンペーン（片瀬、鶴沼、辻堂海岸）

5月30日のごみゼロの日直近日曜日に合わせ、子供会、ボーイスカウト、地域自治会等の参加によるクリーンキャンペーンを毎年実施します。

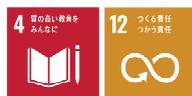
#### ・地区内道路等清掃 美化ネットふじさわ

市民が自主的・主体的に行う公共用物（道路・公園等）への環境美化活動を支援するため、市ではアダプト・プログラム手法を取り入れた「美化ネットふじさわ」を推進します。



図-5 美化ネットふじさわのしくみ

### (3) 情報発信・啓発



#### ① 資源とごみの分け方・出し方の周知

市民がごみ出しの際に活用する「区域別収集日程カレンダー」を作成し配布します。また、情報通信媒体を利用した周知・啓発活動として市のホームページでは、「ごみ検索システム」や「藤沢市ごみ分別アプリ」を配信し、若年層等への利便性を高めます。その他、ごみの出し方や分別をよりわかりやすくした動画を作成し、ホームページで紹介しています。これらについて周知を行い、市民の適正なごみ出しを推進します。

#### ② 幅広い情報発信



市民、事業者、NPO法人等、大学との協働を進める基礎となることから、市からの情報発信を積極的に進めます。あわせて、これまで同様に紙媒体の「広報ふじさわ」、「ごみNEWS」による情報発信、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」で市民・事業者向けの情報提供・交換を進めます。新しい取組やイベント等を中心としたPRについては、市のホームページでの啓発、キャンペーンなどにより進めます。

また、焼却施設の排ガス等や最終処分場からの排水等のデータをホームページに掲載します。

#### ③ 外国人及び転入者への啓発



「区域別収集日程カレンダー」を6ヶ国語で作成し、外国人へ適正なごみ出しを周知します（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、ベトナム語）。

転入手続きの際には、「区域別収集日程カレンダー」を配布し、適正なごみ出しを周知します。

#### ④ 市民向けの啓発と協働の場の確保



リサイクルプラザ藤沢（環境啓発棟）では、ごみ減量や再生可能エネルギーの活用などについて具体的に体験しながら、楽しく学べる施設として整備しています。平成 26 年度から見学者を受け入れており、毎年約 7,500 人以上が来場しています。

今後も、市民、事業者、NPO法人等、大学との協働の場となるよう積極的な見学者の受け入れや情報提供を行っていきます。

#### ⑤ ごみ処理施設の見学受け入れ



資源化施設、焼却施設等のごみ処理施設に見学者を受け入れ、積極的に情報提供します。

#### ⑥ 小学校等でのごみ体験学習会の継続



市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学 4 年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。今後も開催し、子供たちのごみ減量やリサイクルの大切さなどに対する意識を高めます。



図-6 小学 4 年生ごみ体験学習会の様子

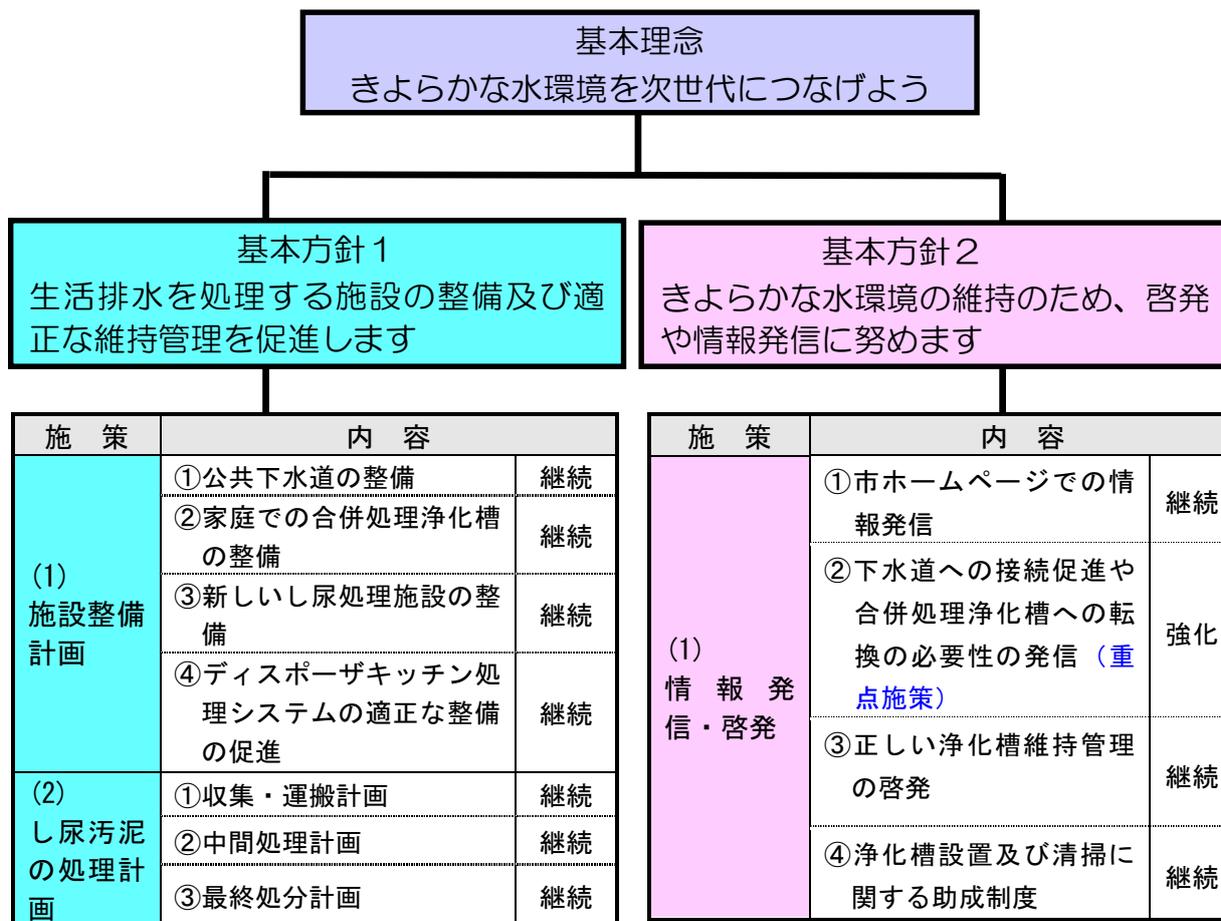
#### ⑦ 市職員等による出前講座の継続



藤沢市の職員等によるごみに関わるテーマの出前講座を、自治会、町内会や学校、大学、生活環境協議会などを対象に実施します。

## 1 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。



## 2 市民・事業者、行政の役割

適正な処理体制の構築のため、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。以下に市民、事業者及び行政の役割を示します。

<p>&lt;市民及び事業者の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活雑排水の適正排出及び排出抑制</li> <li>② 公共下水道及び農業集落排水施設への積極的な接続</li> <li>③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への移行</li> <li>④ 浄化槽の適正な維持管理</li> <li>⑤ 事業活動に伴って発生する排水の適正処理及び適正排出</li> <li>⑥ 普及啓発、環境学習への積極的な参加</li> </ul> <p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 適正な収集運搬体制の継続</li> <li>② 公共下水道及び農業集落排水施設の維持管理</li> <li>③ 適正な中間処理体制、最終処分、資源化体制の継続</li> <li>④ 生活排水処理に係る普及啓発活動及び環境学習の実施</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 基本方針1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します

#### (1) 施設整備計画



##### ① 公共下水道の整備

平成23年3月に策定された公共下水道の将来計画「湘南ふじさわ下水道ビジョン」に基づき、公共下水道を整備するとともに、戸別訪問により公共下水道への接続率の向上を図ります。「湘南ふじさわ下水道ビジョン」は、概ね20年後の令和12年度を計画目標年次とした計画です。以下に概要を示します。

#### 【基本理念】

～湘南のひかり輝く海・まちを 未来へつなぐ下水道～

#### 【概要】

- ・公共下水道計画区域は市街化区域と、農用地・斜面緑地・遊水地等を除く市街化調整区域の一部からなります。なお、市街化調整区域のうち、既存宅地等については浄化槽との経済性・効率性の比較を行い、一部の区域を「浄化槽整備推進区域」としています。
- ・下水道全体計画区域内人口は、令和12年度における行政人口（403,470人）から浄化槽整備推進区域人口（約320人）を除く403,150人と設定しています。

#### 【基本目標】

「湘南ふじさわ下水道ビジョン」では、基本理念『湘南のひかり輝く海・まちを 未来へつなぐ下水道』を受け、4つの視点(安全、環境、暮らし・活力、事業の継続)ごとに基本目標および基本方針を設定します。

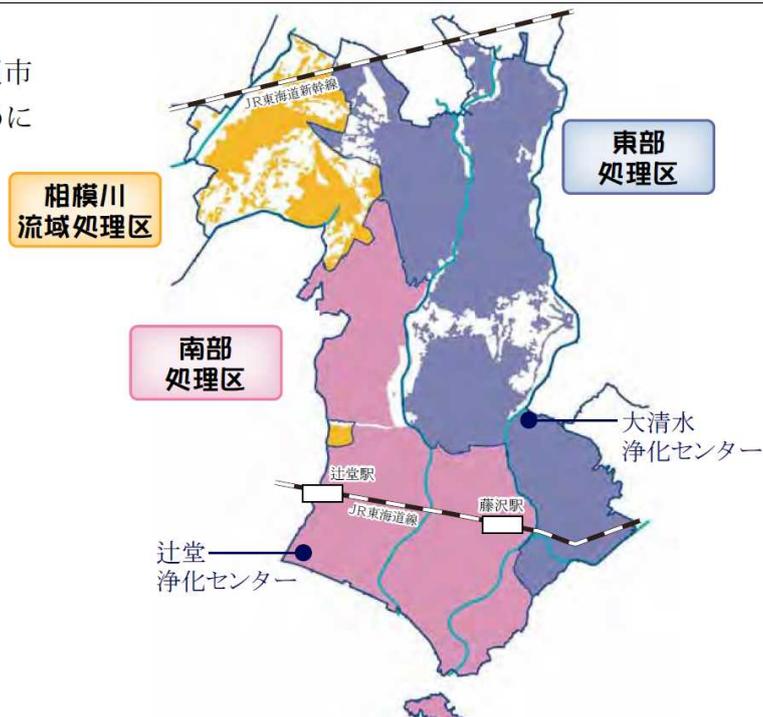


[資料：湘南ふじさわ下水道ビジョン（概要版）]

【将来像】

湘南ふじさわ下水道は、将来像を「藤沢市新総合計画」等と整合を図り、以下のように推計しています。

- 計画目標年次**  
 概ね20年後の平成42年度
- 計画区域**  
 公共下水道区域と浄化槽整備推進区域
- 計画人口**  
 公共下水道区域：約403,150人(H42)  
 浄化槽整備推進区域：約320人(H42)
- 計画汚水量**  
 日平均：約19万m<sup>3</sup>/日(H42)

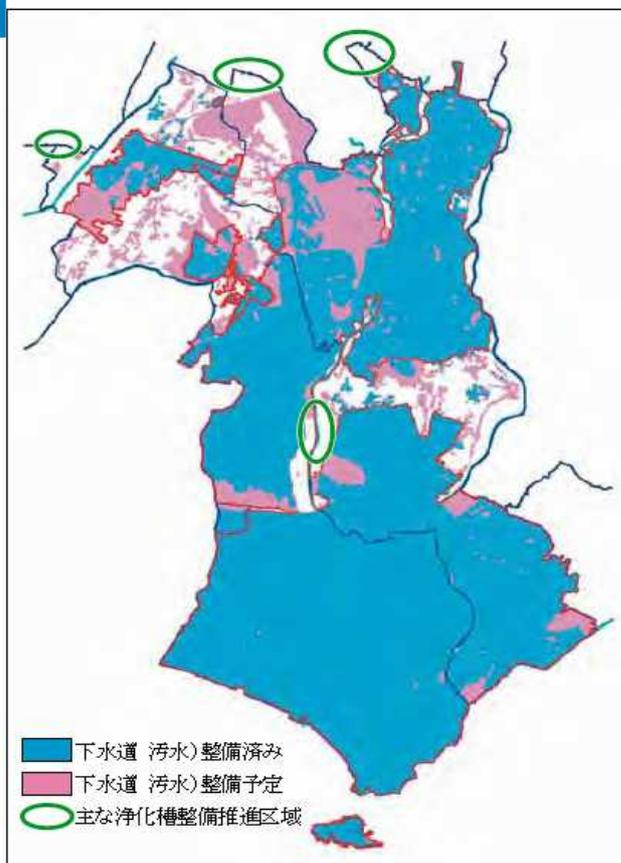


[資料：湘南ふじさわ下水道ビジョン（概要版）]

図-1 公共下水道整備計画区域

②家庭での合併処理浄化槽の整備

浄化槽整備推進区域の概略をに示します。  
 浄化槽整備推進区域では、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、助成を行います。



[資料：湘南ふじさわ下水道ビジョン（概要版）]

図-2 浄化槽整備推進区域の概略

③新しいし尿処理施設の整備  

現在のし尿処理施設は、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は施設処理能力の約 16%程度で推移しています。本市では、し尿処理施設の基幹的整備改良事業に伴い、2市1町の広域化を含めた検討しています。また、基幹的整備改良事業までは現在のし尿処理施設の適正な維持管理を行い、安定した処理を継続していきます。

④ディスポーザキッチン処理システムの適正な整備の促進  

ディスポーザキッチン処理システムは、「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、集合住宅の規模にあった適正な設置と維持管理が進むように指導しています。今後もこれらについて継続して実施します。なお、平成 28 年度から令和 2 年度における当該処理システムの設置基数は 26 基（個人設置を含む）となっています。

(2) し尿汚泥の処理計画  

① 収集・運搬計画

・ 収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、市内全域とします。

・ 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、現行の体制を基本とし、表-1に示すとおりです。また、それぞれの排出量に留意し、適宜、適正な収集が行える体制の維持を図ります。

表-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制

区 分 \ 項 目	項 目	収集・運搬体制
し 尿		許可業者
浄化槽汚泥		許可業者

② 中間処理計画  

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所し尿処理施設で、適正に処理していきます。発生した処理水は、専用圧送管を経由して大清水浄化センターに送り、最終処理していきます。

③ 最終処分計画 

し尿及び浄化槽汚泥の処理残渣は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却処理していきます。なお、焼却処理に伴い発生する焼却灰は灰溶融等の資源化をしていきます。

#### 4 基本方針 2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます

##### (1) 情報発信・啓発

###### ① 市ホームページでの情報発信



市の「広報ふじさわ」やホームページ、ポータルサイトへ必要な情報を掲載するなどして、海や川の水質調査結果等について市民に広く情報発信します。

###### ② 下水道への接続促進や合併処理浄化槽への転換の必要性の発信

重点施策



公共下水道整備済区域若しくは整備予定区域にある単独処理浄化槽等は、下公共下水道への接続を促していきます。浄化槽整備推進区域では、合併浄化槽への転換を促進していきます。

###### ③ 正しい浄化槽維持管理の啓発



単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の設置者に対しては、浄化槽法の改正により、浄化槽の法定点検、定期清掃を行うことが義務づけられています。今後も法定検査や保守点検、清掃について市のホームページや設置者への通知により啓発していきます。

###### ④ 浄化槽設置及び清掃に関する助成制度



本市では、良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいな海・川を守るため、一部の浄化槽について、清掃料金の助成制度を設けています。今後も市のホームページやパンフレット等を活用しながら助成制度の周知を図ります。